

苫小牧市告示第 235 号

制限付き一般競争入札の実施について

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、苫小牧市契約に関する規則（昭和 29 年規則第 13 号。以下「契約規則」という。）第 46 条の規定に基づき公告します。

令和 8 年 5 月 12 日

苫小牧市長 金 澤 俊

1 入札に付する物品名

除雪ドーザ（14 t 級） ほか 2 件

2 入札の方法

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づいて設定した苫小牧市物品の買入れ等に係る制限付き一般競争入札実施要領に規定する制限付き一般競争入札により行う。

3 契約者

苫小牧市長 金 澤 俊

4 入札参加資格

- （1） 対象案件の告示別表に掲げる要件を満たしていること。
- （2） 契約規則第 42 条第 2 項の規定に基づき作成した名簿において、対象案件と同一の業種に登録されていること。
- （3） 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4） 公告から入札期日までの間、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第 2 条の規定により指名停止されていないこと。
- （5） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始決定後の苫小牧市物品購入等競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- （6） 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（次の基準のいずれにも該当しないこと。）

① 資本関係

（ア） 親会社と子会社の関係にある場合。（親会社及び子会社の定義は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定による。以下同じ。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

① ②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 告示・告示別表・仕様書等の閲覧

入札参加希望者は、告示・告示別表・仕様書及びその他申請に必要な書類を苫小牧市財政部行財政改革推進室のホームページからダウンロードするものとする。

6 入札参加に必要な申請書類、提出場所等

(1) 申請書類

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 資本関係・人的関係に関する調書
- ③ その他告示別表で指定された書類

(2) 提出方法及び期限

郵送によること。また、「一般書留」又は「簡易書留」によることとし、告示別表で指定された期日までに必着のこと。

(3) その他

- ア 資料の作成・提出に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は無断で他に使用しない。

7 入札参加資格の決定

入札参加申請書を提出した者には、次に掲げる事項を記載した資格審査結果通知書を郵送により通知する。

(1) 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

(2) 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由

8 入札参加資格の取消し

7により、入札参加資格があると認めた者が、4に掲げる資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取消す。

9 仕様書等に関する質問

入札に係る説明会は開催しないので、仕様書等の内容に関する質問がある場合は、告示別表に定めたとおり質疑書を提出すること。

10 質問に対する回答

質疑書に対する回答については、告示別表のとおりとする。

11 同等品の承認申請

同等品の可否及び承認申請の方法については、告示別表のとおりとする。

12 入札日時及び場所等

- (1) 入札日時 告示別表による。
- (2) 入札場所 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所2階入札室
- (3) 開札 入札終了後、直ちに入札場所で行う。

13 入札の方法

- (1) 入札は持参によることとし、郵便又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 入札書は、所定の入札書（様式第3号）を使用すること。
- (3) 入札書には、代表者の住所、商号、氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 入札書は、案件名と記載した封筒に入れ、封印の上、提出すること。
- (5) 代理人による入札を行う場合は、入札執行前に所定の委任状（様式第4号）を提出すること。
- (6) 代理人による入札書には、入札人の住所、商号、氏名のほか、代理人の住所、商号、氏名を記載し、代理人の印鑑のみを押印すること。
- (7) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に別の記載があるときはこの限りではない。
- (8) 一度提出した入札書の書き換え、引き替え、又は撤回はできない。
- (9) 開札の結果、最低入札金額が予定価格を超えるときは、直ちに再度の入札を行う。この場合、当初の入札で無効入札又は失格となった者は、再度の入札に参加できない。

なお、入札回数は2回を限度とし、再度の入札を経ても落札者がいないときは、随意契約をすることができる。

- (10) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、告示別表に最低制限価格を設定した旨記載があるときは、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札したものを落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札者が2以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (11) 入札参加申請をした者は、入札執行完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができる。

辞退しようとするときは、入札辞退届（様式第6号）を1に記載の場所に提出すること。

なお、入札執行中であっては、辞退届又はその旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出すること。

14 入札の無効

入札参加資格を有しない者がした入札、提出書類に虚偽の記載をした者がした入札、契約規則第54条各号に掲げる入札、苫小牧市入札・契約等の心得及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付すること。ただし、契約規則第5条の規定に該当する場合はこれを免除する。

16 契約書作成の要否

必要とする。なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号に規定する苫小牧市議会の議決を要する財産の取得であるので、落札者を決定した場合は、仮契約書を作成し、苫小牧市議会の議決を経たときは、本契約を締結する。ただし、苫小牧市議会において議決されるまでに苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたときは仮契約を締結しない、又は解除することがある。

17 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由が生じた場合、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

なお、この場合でも、資料の作成・提出に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

18 その他

(1) 入札参加者は、契約規則、入札（見積）・契約等の心得及びその他関係法令を遵守すること。